

○日本銀行ノ請求ニ係ル減紛失承認払ニ対  
シテハ担保又ハ保証ヲ要セサルノ件

(昭和2年7月21日 蔵理第873号)  
(大蔵省理財局長から 日本銀行総  
裁あて)

昭和2年6月1日付営債第304号ヲ以テ大蔵大臣宛稟申相成候国債元利金承認払保  
証ニ関スル件右ハ稟申ノ通聞置カレ候条御了知相成度此段為念及通牒候也

(照会内容)

日本銀行カ明治39年法律第34号第6条ニ依ル減紛失国債証券又ハ利札ニ対スル支払  
ヲ受ケントスル場合ニハ同条所定ノ担保ヲ提供シ又ハ保証人ヲ立テシムルコトナク取  
扱致度候間此儀御聞置相成度此段稟申候也